

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p><u>（個人の住所の記載）</u> <u>24 の 5 - 31 開示府令第 19 条第 2 項の規定により個人の住所を記載する場合には、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えないものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>